

小規模事業者持続化補助金の概要

(奈良市内で事業を営んでいる小規模事業者向け)

- 本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。
- 本補助金事業には採択審査があり、全ての申請が採択されるとは限りません。審査については公募要領をご覧ください。

	<一般型>	<コロナ特別対応型>
趣旨	販路開拓（生産性向上）などへの取組みを支援	新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む事業者への重点的な支援
対象者	小規模事業者及び一定要件の満たす特定非営利活動法人 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）：常時使用する従業員の数 5 人以下 製造業その他：常時使用する従業員の数 20 人以下	
補助対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費 ※パソコン、タブレット等の汎用可能な設備投資は補助経費対象外（リースは除く）	
特記事項	○採択審査時に以下などに関する加点あり。 ・代表者が満 60 歳以上の事業者であって、かつ、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業者（加点を希望する場合、「事業承継診断票」（奈良商工会議所が作成・交付）が必要	○補助対象経費の 1/6 以上が次に関する投資であること（※） [A 類型] サプライチェーンの毀損への対応 [B 類型] 非対面型ビジネスモデルへの転換 [C 類型] テレワーク環境の整備 ○売上が前年同月比 20%以上減少している小規模事業者のみ、概算払いによる即時交付の申請が可能（ 奈良市へ申請 ） ○令和 2 年 2 月 18 日以降まで遡及制度あり
補助率	補助対象経費の 2/3 以内	[A 類型] 補助対象経費の 2/3 以内 [B・C 類型] 補助対象経費の 3/4 以内
補助上限額	原則 50 万円（特定創業者は 100 万円）	原則 100 万円
申請書類送付締切	第 3 回 2020 年 10 月 2 日（金） 第 4 回 2021 年 2 月 5 日（金） <当日消印有効> ※以降も募集を継続	第 3 回 2020 年 8 月 7 日（金） 第 4 回 2020 年 10 月 2 日（金）※遡及制度未定 <郵送・必着>
公募要領	https://r1.jizokukahojokin.info/	https://r2.jizokukahojokin.info/corona/

<事業再開枠について>

業界の横断的な感染防止対策として、事業者等の採択された補助事業には、事業再開枠として、補助上限 **50 万円**までとする定額補助にも併せて申請いただけます。ただし、この事業再開枠は、一般型又はコロナ特別対応型いずれかの事業が採択された方のオプション（選択）として活用を推進できるものとなります。

<補助対象経費>

消毒費用、マスク費用、清掃費用、換気費用等
例：空気清浄機、アクリル板、消毒液、体温計等

※ <コロナ特別対応型> の取り組み例

○ サプライチェーンの毀損への対応

外部からの部品調達が困難であるため、内製化するための設備投資
製品の安定供給を継続するため、設備更新を行うための投資

○ 非対面型ビジネスモデルへの転換

店舗販売をしている事業者が、新たに EC 販売に取り組むための投資
有人で窓口対応している事業者が、無人で対応するための設備投資

○ テレワーク環境の整備

WEB 会議システムの導入
クラウドサービスの導入